

総合点数算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市工事等希望型一般競争入札実施要綱（平成15年焼津市告示第44号）に基づき実施する工事等希望型一般競争入札において、発注区分の基準となる総合点数の算定について必要な事項を定めるものとする。

(実施目的)

第2条 入札参加業者において、市工事における施工実績を有する業者及び災害発生時復旧作業に協力する体制があり社会貢献をしている業者に対し評価を行い、公共工事の品質を確保することを目的とする。

(総合点数の設定)

第3条 総合点数の算定は、次に定める方式とする。

算式

$$\text{総合点数} = P + D1 + D2$$

算式の符号

P 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項で規定する経営事項審査の総合評定値P

D1 工事成績等による評点（以下「D1評点」という。）

D2 災害協力対策による評点（以下「D2評点」という。）

2 総合点数は、毎年7月1日に設定するものとする。その有効期限は、当該年度の7月1日から翌年度6月末日とする。

(工事成績等による評点)

第4条 D1評点は、次に掲げるところにより定めるものとする。

(1) D1評点は、各工種ごとに設定する。

(2) 当該工種において、焼津市建設工事検査規程（平成6年7月20日焼津市訓令第9号）第10条で定めた工事の成績の評定点（以下「工事成績評定点」という。）を基に設定する。

(3) D1評点は、各業者における当該工種について、算定しようとする年度の前年度及び前々年度の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての工事成績評定点を含む。）の平均点（以下「平均点」という。）を算出し、別表に定める平均点の区分により決定する。

2 対象業者は、算定しようとする年度の前年度及び前々年度で2件以上の当該工種の施工実績を有する者とする。ただし、減点については、施工実績が2件未満の者も対象とする。

(災害協力対策による評点)

第5条 D2評点は、次に掲げるところにより定めるものとする。

(1) 災害協力業者に認定された者は、5点の加点とする。

(2) 災害協力業者が、前年度において焼津市と災害時協力を目的とする協定（以下「災害協定」という。）に基づき災害協力に出動した場合、10点の加点とする。

(3) 災害協力業者又は災害協力業者以外の者が、前年度において焼津市からの要請により、災害予防、災害復旧のため協力した実績報告が担当課からあった場合、10点の加点とする。ただし、前号で加点された業者については、この限りでない。
(災害協力業者になることができる者)

第6条 災害協力業者になることができる者は、災害協定を締結している者及びその団体の構成員とする。ただし、災害協定については、3月31日現在に締結している者とし、団体の構成員については、3月31日現在に所属する者とする。
(災害協力業者の認定)

第7条 災害協力業者の認定は以下のとおりとする。

(1) 災害協力業者の認定は、焼津市建設工事請負業者等審査委員会が行う。

(2) 災害協力業者の認定日は、7月1日とする。

(災害協力業者の認定の取消し)

第8条 次のいずれかに該当した場合は、災害協力業者としての認定を取り消すものとする。

(1) 第6条で定める各協定から離脱した場合

(2) 正当なる理由がなく災害協力要請に応じなかった場合

(情報の公開)

第9条 D1評点、D2評点は、焼津市ホームページにて公開する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年11月1日から平成21年3月31日までの間における総合点数の算定については、同項中、「総合点数=P+D1+D2」とあるのは「総合点数=P」と読み替え、平成21年4月1日から平成22年6月30日までの間における総合点数の算定については、同項中、「総合点数=P+D1+D2」とあるのは「総合点数=P+D2」と読み替えるものとする。

(災害協力体制による評点の取扱いに係る経過措置)

3 第3条第2号の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成21年6月30日の間における総合点数の算定については、平成21年4月1日に設定し、その有効期限は平成21年6月30日とする。この場合において、第6条第1号及び第2号に規定する災害協定については、平成21年2月28日に締結している者とし、団体の構成員については、平成21年2月28日に所属する者とし、第7条第2号に規定する災害協力業者の認定日は平成21年4月1日とする。

(解体工事業の新設に伴う工事成績等による評点算定に係る経過措置)

4 第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年7月1日に設定するD1評点については、次の各号に掲げる工種の区分に応じ、当該各号に掲げる年度ごとに定める工種の工事成績評定を用いて算定するものとする。

(1) 解体工事

ア 平成29年度 解体工事

イ 平成 28 年度 とび・土工・コンクリート工事（解体工事を含む。）

(2) とび・土工・コンクリート工事

ア 平成 29 年度 とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く。）

イ 平成 28 年度 とび・土工・コンクリート工事（解体工事を含む。）

附 則

この改正は、平成 19 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（工事成績等による評点算定に伴う経過措置）

2 第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 1 日に設定する総合点数の算定にあたって、D1 評点は次の算出により決定するものとする。

（1）算定しようとする年度の前年度の工事成績評定の平均点の算出にあつては、別表に定める平均点の区分により決定する。

（2）算定しようとする年度の前々年度の工事成績評定の平均点の算出にあつては、下記の表に定める平均点の区分により決定する。

（3）前 2 号により決定した平均点の区分に対応する D1 評点の合計を 2 で除した数値（以下「当該数値」という。）をもって、平成 26 年 7 月 1 日に設定する総合点数の算定における D1 評点とする。ただし、当該数値に小数点以下が発生した場合は、四捨五入により算出した数値をもって D1 評点とする。

表（附則 2（2）関係）

平均点	85.00 以上	83.00 ～ 84.99	81.00 ～ 82.99	79.00 ～ 80.99	77.00 ～ 78.99	75.00 ～ 76.99	73.00 ～ 74.99	71.00 ～ 72.99	69.00 ～ 70.99	66.00 ～ 68.99	65.00 ～ 65.99
D1 評点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

平均点	64.00 ～ 64.99	63.00 ～ 63.99	62.00 ～ 62.99	61.00 ～ 61.99	60.00 ～ 60.99	59.00 ～ 59.99	58.00 ～ 58.99	57.00 ～ 57.99	56.00 ～ 56.99	55.99 以下
D1評点	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	-10

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

平均点	86.00 以上	85.00 ～ 85.99	84.00 ～ 84.99	82.00 ～ 83.99	80.00 ～ 81.99	78.00 ～ 79.99	76.00 ～ 77.99	74.00 ～ 75.99	72.00 ～ 73.99	70.00 ～ 71.99	68.00 ～ 69.99
D1評点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

平均点	66.00 ～ 67.99	64.00 ～ 65.99	62.00 ～ 63.99	60.00 ～ 61.99	59.99 以下
D1評点	-1	-2	-3	-4	-5